

中国における模倣品対策、商標保護の実務、部分意匠の実務上の注意点

本セミナーでは、模倣品調査及び行政摘発の最前線で活躍する弁護士、日々商標権利化の実務に取り組む商標弁理士、新たに導入された部分意匠の権利化に悪戦苦闘している意匠弁理士等の実務家による実例の解説を中心に、それぞれ模倣品対策、商標保護の実務、部分意匠の実務の現場での有効な対策について説明します。

【内容】

1. 模倣品対策について

中国における日本企業の商標権の模倣は、大方知られているBtoC製品のみならず、ニッチなBtoB製品についても広がっており、日本製品への信頼度の高さの裏返しとして変わらず姿を潜めません。

本セミナーでは、模倣品の状況、模倣品の証拠収集、模倣品対策の異なるルートを選択などについて、BtoB製品の模倣品対策、ECサイト及びSNS上の模倣品対策を含み、多くの写真に基づく実例を挙げ、中国の実情に即した解決過程を分析します。



2. 商標保護の実務

中国でのビジネス展開に、商標登録は先手必勝です。特に、現段階で中国進出は未だ先なので、或いは自社製品はニッチなBtoB製品なので、商標登録は必要ないと思っている中小企業にとっては、自社ブランドを模倣した製品/サービスが中国で先に模倣された時、ようやく中国での商標権獲得の重要性を痛感することが多いです。

本セミナーでは、日本企業が中国で遭遇する商標関連の問題とそれらの問題点に対応した商標戦略について、実例に基づき解説します。

3. 中国における部分意匠の実務上の注意点

部分意匠制度は、独創的で特徴ある物品の一部分の形態について意匠登録を受けることで、製品全体のデザインでは意匠権侵害を避けるような巧妙な模倣から、製品を守ることができます。2021年6月1日より、中国でも部分意匠制度が導入されました。但し、中国における部分意匠の審査は日本より厳しく、意匠にかかる物品名等の取り扱いに日中間には差異があり、中国特許庁でも部分意匠の審査業務の改善性について模索している状況です。

本セミナーでは、簡単に専利法の意匠について説明すると共に、部分意匠の審査動向に注目し、今まで直面した問題点の事例及び解決策を挙げながら、実務上の注意点について解説します。



申し込みフォームはこちらから

【開催概要】

開催日

令和6年5月29日（水） 13時30分～16時45分

会場

大阪科学技術センター 7階講義室701（大阪市西区靱本町1-8-4）

講師

任 曉東（康信国際特許事務所 弁護士）

李 麗芳（康信国際特許事務所 商標弁理士）

金高 善子（康信日本事務所 弁理士）

野村 慎一（弁理士法人藤本パートナーズ 副所長・弁理士）

※使用言語 日本語（質疑応答時 中国語-日本語逐次通訳）

受講料

無 料

申込先

一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiosaka.jp/>) kensyu@jiiosaka.or.jp

電話 06-4792-7621 FAX 06-4792-8781

申込日 年 月 日

大阪発明協会行
FAX 06-4792-8781

開催日	セミナー名	会場定員
5月29日(水) 13時30分～16時45分	中国における模倣品対策、商標保護の実務、部分意匠の実務上の注意点	70名

会社名 または 氏名	部署名 および 連絡担当者
ご住所 〒	TEL
	FAX

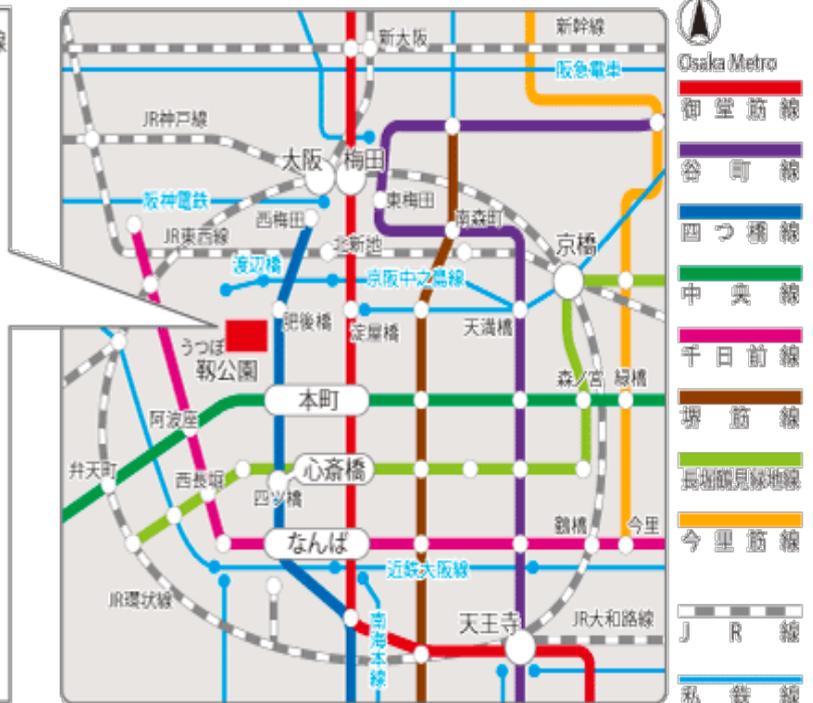
受講者名	所属部署名	懇親会	E-mail

※懇親会に参加される方は「懇親会」の欄に○をつけて下さい。

※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。

※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。

◆会場へのアクセス◆



■大阪方面・なんば方面より
Osaka Metro 四つ橋線本町駅下車 28号出口より北へ徒歩5分

■新大阪方面より
Osaka Metro 御堂筋線本町駅下車2号出口より西へ徒歩8分